

(制度名 浮遊粉じんの測定機器の較正業務)

(健康局生活衛生課)

1. 制度の概要

特定建築物においては、建築物環境衛生管理基準に従い、2月以内ごとに1回、定期的に浮遊粉じんの測定をしなければならないこととされている。当該測定を行う機器については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則において、重量法により測定する機器又は当該機器を標準として、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録較正機関）によって定期的に較正を受けた機器を使用しなければならないこととされている。登録較正機関は、依頼を受け、当該測定機器を較正する業務を行うこととされている。

2. 指定、登録等の基準

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）
（登録基準）

第三条の五 厚生労働大臣は、第三条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる較正の業務を行うために必要な機械器具を有し、これを用いて較正の業務を行うものであること。

- イ ステアリン酸粒子発生装置
- ロ 電子顕微鏡
- ハ 電子顕微鏡用画像撮影装置
- ニ ローボリウムエアサンプラー
- ホ 精密天秤
- ヘ 積算流量計
- ト 設置型粉じん計
- チ チャンバー
- リ フロート型面積流量計

二 較正の業務を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の実務に従事した経験を有する者
- ロ 学校教育法 に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学又は工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の実務に従事した経験を有する者
- ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

三 次に掲げる較正の信頼性の確保のための措置がとられていること。

- イ 較正の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
- ロ 較正の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い、専ら較正の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人ビル管理教育センター	平成 16 年 10 月 1 日	東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行第 3 条の 5 に規定する登録基準要件に合致しているため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
23,500 円／台	法令等により、料金等の設定に当たって国が関与することとはされていない

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成 23 年 2 月 1 日現在）

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）に基づき、平成 16 年 3 月 31 日より指定制度から登録制度に移行した。

7. 政策評価

○公益法人関連事業評価書（平成 18 年 3 月）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/houjin/dl/1-34.pdf>